

業務指示書

パレスチナ教育の質と環境改善のための学校建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
 - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校施設・建設整備にかかるBD, OD, DD, SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／建築計画）】

- 1) 類似業務の経験：学校施設・建設整備にかかるBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計／設備計画／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：学校施設設計にかかるBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育計画（ICT活用を含む）】

- 1) 類似業務の経験：教育政策・教育計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月7日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

地形測量、地質・地盤調査に係る自然条件調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS 1 = 30.446400 円, US\$1 = 112.201000
円, EUR1 = 127.778000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／建築計画
建築設計／設備計画／自然条件調査
教育計画（ICT活用を含む）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.04 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月28日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

パレスチナ教育の質と環境改善のための学校建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(26.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(2.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/設備計画/自然条件調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教育計画（ICT活用を含む）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	1.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

パレスチナ自治区は、95%（2015-2016年度）と比較的に高い初等教育純就学率をほこっているものの、それを支えているのは二部ないし三部制や借り上げ校舎での授業実施であり、適切な教育環境を犠牲にした上で、就学率が維持されている。この就学率は近年概ね維持されているものの、学習環境の悪化は修了率の低下として表面化してきており、「教育の質の低下」がドナー間で共通した認識となっている。他方、2050年に人口が2倍となるという国連の予測があるなど、増加している学齢人口への対応も一刻の猶予なく整えなければならない状況である。

将来的な独立国家の建設と開発のため教育を重要視するパレスチナ自治政府は「国家政策アジェンダ2017-2022」において、「万人への質の高い教育」を国家優先課題と定め、「就学率と修了率の向上」を国家政策として掲げている。これを具現化するものとして教育・高等教育庁（以下「MoEHE」という）は「第4次教育開発戦略計画2017-2022」（以下「EDSP4」という。）を定め、その中で「質の高い初等・中等教育を2030年までに全ての子女へ提供すること」を第一の達成目標としている。また、教育の質を改善するための取組のひとつとして、デジタル教材を含む教育機材の整備を推進している。

本事業は、二部制・三部制及び借り上げ教室の存在する地域において、初等・中等学校を建設し教育機材を整備することにより、教育の質と環境の向上を図るものであり、EDSP4の目標達成に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標

パレスチナにおける初等・中等教育の質が向上する。

(2) プロジェクト目標

パレスチナにおける初等・中等教育の学習環境が改善される。

(3) 期待される成果

パレスチナにおいて初等・中等学校の新設及び教育機材が整備される。

(4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標（数値）：継続使用可能な教室数等
- 2) その他成果指標：成果指標（数値）を含め、本業務にて検討する。

(5) 我が国への要請概要

初等・中等学校¹19校の新設。内訳は西岸地区11校140学級、ガザ地区8校161学級（特別教室や職員室等は別途必要。また、要請に一部含まれている就学前学級についても本調査の対象とする。）

尚、機材内容も含め、本調査において要請概要を改めて確認する。

¹ パレスチナの学校は就学前教育がKG1, KG2の2学年、初等教育（義務教育）が1-4年生のPreparation Stage、5-9年生のEmpowerment Stage、中等教育が10-12年生との区分になっている。

(6) 対象地域 (サイト) :

西岸地区 11 サイト、ガザ地区 8 サイト (別紙 1-1、1-2 の地図を参照)

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：教育・高等教育庁 (Ministry of Education and Higher Education)

実施機関：協力準備調査にて確認

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

(ア) 無償資金協力

プロジェクト名	実施時期	予算規模	学校数
ガザ地域小中学校建設計画	1998年～1999年	17.45億円	10校
西岸地域小中学校建設計画	2000年	17.79億円	11校
ヨルダン川西岸地区学校建設計画	2009年～2012年	9億円	7校
ヨルダン渓谷コミュニティのための の公共サービス活動支援計画	2010年	11.76億円	4校

(イ) 技術協力

プロジェクト名	期間	概要
パレスチナ日本初等理科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト	2016-2018年	初等理科の教科書改訂に対する支援

2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行の現職教員研修 (2013～2018年)、米 USAID の現職教員研修 (2012-2018年)、独 KfW の西岸及びガザ地区での学校建設 (2008-2015年) 等がある。

3. 業務の目的

本業務では、無償資金協力施設・機材等調達方式 (現地企業活用型) (以下、「現地企業活用型」という。) による実施を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を確認、本無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行う。さらに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項を提案することを目的とする。

4. 調査方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①現地企業活用型での実施に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査I、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査IIの計2回の現地調査を予定している。各現地調査に際しては、JICAから調査団員が参画する。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随

時、十分にJICAと協議する。特に以下の2つの段階においては、JICAが開催する会議に参加し、計画内容について必ずJICAの確認を得る。

1) 現地調査Ⅰ帰国後

現地調査結果Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、本プロジェクト実施における調達方式を決定し、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 現地調査Ⅱ派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容をJICAに説明し、確認を得る。

(3) 現地企業活用型による実施の留意点(ガザ地区における実施の留意点を含む)

現地企業活用型による本プロジェクト実施に係る調査においては、以下の点に留意する。

1) 被援助国に登録されている業者を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注した本邦コンサルタント(以下、本邦コンサルタントという。)が現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。被援助国にプロジェクトを実施することができる施工業者が存在しない等、技術的に被援助国の業者のみでの実施が困難、もしくは困難と想定される場合には、その周辺国等第三国の施工・調達業者を含めることを検討する。

2) 現地企業の能力を慎重に分析し、必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援(建設資機材の調達計画策定支援、施工図、製作図作成支援等)の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画/調達計画等に反映する。なお、建設資機材の調達計画及び施工図、製作図等は、現地企業向けの参考資料の位置づけとする。施工監理体制については、先行案件の教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。また、パレスチナ特有のリスク(資機材調達、資金決済等)がある場合には、対応策を合わせて検討・提案する。

3) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応についてパレスチナ側実施機関の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議(パレスチナ側実施機関、本邦コンサルタント、現地企業、JICA)、3者協議(パレスチナ側実施機関、本邦コンサルタント、現地企業)の実施について検討する。

4) 特にガザ地区においては、日本人の入域が困難な時期が長期間発生する可能性も考慮した上で、現地コンサルタントの活用も含め、有効な施工監理支援体制が構築可能かを見極める。それが担保されない場合にはガザ地区を案件の対象から外すことも考え得るため、その判断をするにあたり必要となる情報の収集を行う。

(4) 設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うにあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)、「施設・機材整備方式(現地企業活用型)無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル(試行版)」(2015年11月)を参照する。本プ

プロジェクトの特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(5) 対象候補サイト選定に係る調査方針

西岸地区11サイト、ガザ地区8サイトを現地調査の対象とするが、調査開始時にパレスチナ側と対象校、施設コンポーネントの優先順位及びその基準について合意した上で、調査対象のサイトを踏査する。踏査に際しては、先方政策、就学需要、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況、事業規模（サイト数）、施工監理拠点からサイトまでの距離、現地業者の施工能力、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、治安状況）、ジェンダー等の現地社会事情等の情報を収集・分析する。

これらに加え、他ドナーとの重複についても情報収集を行い、十分留意する。

これらの調査結果を踏まえ、パレスチナ側と協議のうえで、協力対象校の最終的な優先順位について合意する。なお、調査対象サイトの追加・変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

(6) 付加価値の創出及び計画コンポーネント優先順位の確認

計画コンポーネントの検討においては、以下に挙げる点を含むパレスチナ側の要望を十分に確認した上で行う。

1) ICT機器・デジタル教材の整備、活用状況と今後の整備計画

MoEHEは近年、デジタル教材やICT機器の整備を推進している（特に西岸地区）。多くの学校で、少なくともタッチパネル式大型ディスプレイやインタラクティブ・プロジェクターの整備が進んでおり、各児童にタブレットを配布する計画もある。

これらICT機器・デジタル教材の現在の整備、活用状況と今後の推進方針、整備計画などを確認すると共に、パレスチナ側がICT機器・デジタル教材を推進している目的を踏まえ、それを実現するためにより有効な手段・機材があれば提案・協議し、本プロジェクトが完工する時期も勘案した上で、計画コンポーネント案を策定する。整備計画の確認においては、特定メーカーの指定有無等にも留意する。その際、現在計画中の次期技術協力プロジェクトとの連携可能性についても、JICA・パレスチナ側と協議の上、検討する。

2) 太陽光発電パネルの設置、もしくは将来的な設置に対応可能な設計（ガザ地区のみ）

ガザ地区は深刻な電力不足に陥っており、1日に4時間程度しか給電されないような状況が続いている。他方、日照条件は良い土地のため、近年太陽光発電パネルの普及が進んでいる。一部、他ドナーが学校や病院の屋上に設置する動きもある。

現地調査において、太陽光発電パネル整備に対する現地のニーズや他ドナーの支援方針、パネルの調達環境や価格、現地の維持整備体制・環境などを総合的に勘案し、本プロジェクトによる設置、もしくは（日本政府による援助に限らず）将来的な設置に対応可能な仕様設計とすることを検討する。

上記の2点以外にも、要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、先方と協議の上、その適否を検討する。その際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」も参照し、本プロジェクトにて付与できる付加価値があれば提案を行う。

また、無償の実施段階にあたっては、E/N及びG/A署名後の積算・入札結果により計画

コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、対象校及び各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、パレスチナ側と十分協議を行った上で確認を行う。

(7) 既存棟の取扱いにかかる検討

既存棟の解体・撤去が必要な場合は、その費用の負担に関し、本プロジェクトの施工や工期への影響等も勘案した上でパレスチナ側と協議を行う。仮に本プロジェクトで解体・撤去を実施する場合、必要な手続き・許認可等に関しても十分にパレスチナ側と協議を行う。

(8) 工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、パレスチナでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からパレスチナでの安全対策にかかる情報収集を行い、パレスチナ側から入手すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したパレスチナの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりパレスチナの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてパレスチナで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、パレスチナ側から入手が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

(9) プロジェクトの安全対策・計画

- 1) 現地の治安情勢を確認の上、事業サイトの物理的防御、監視・警備体制、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる安全対策項目について計画する。
また、先方負担事項とする安全対策について先方政府に説明し、理解促進を図る。
- 2) 計画対象校において、不発弾残留等の可能性がある場合には、当該対応を所掌する関係機関からの情報収集を行う。基礎工事等、地面を掘削する必要があり、不発弾残留の影響の可能性が考えられる場合には、被害を防ぐため、関係機関に対して詳細調査の実施を要請するとともに、不発弾調査の実施は先方負担事項として十分な安全確認を行うようパレスチナ側の理解を得る。また、調査が必要と判断された場合には、その具体的な安全確認の手順について聴取・確認する。

(10) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

5. 業務の内容

上記「4. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内事前準備

- 1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- 2) パレスチナ・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- 3) 上記1) 2) を踏まえて、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）、質問票を作成する。

(2) 現地調査 I

1) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

- ア) 先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、パレスチナ側実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。
- イ) 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本プロジェクト計画の位置づけを確認する。
- ウ) 本プロジェクト計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- エ) パレスチナにおける男女別就学者数の推移、並びに就学前・初等・中等学校施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、各サイト周辺の社会環境を調査し、各要請校の位置づけを確認する。
- オ) 1教室あたり適正児童・生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、バリアフリー対応を含めた教育施設整備基準等を確認する。
- カ) 対象サイト周辺地域における就学前・初等・中等教育に関する以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。
 - ・ 現在の男女別児童・生徒数及び将来の予測
 - ・ ジェンダー格差
 - ・ 特別な支援が必要な児童・生徒の状況
 - ・ 周辺コミュニティの状況
- キ) 代表的な就学前教育、初等教育及び前期中等教育における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ク) 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
- ケ) 他ドナーによる就学前・初等・中等学校施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設供用後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。計画対象校、協力内容等を確認し、本プロジェクト計画との重複がないことを確認する。

3) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関について、その組織・人員体制、財政・予算等の実施体制を確認する。

4) 候補サイト状況調査（自然条件等含む）

ア) パレスチナ側と協議の上、選定した全ての調査対象サイトの踏査を行い、サイトの形状、想定される施工管理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気・排水等の引き込み状況、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況）、既存施設の有無等の調査を行い、必要に応じて優先順位の見直しを行う。なお、対象サイトの優先順位付に関しては、施工の合理性を踏まえ、施工管理/監理可能な範囲とする。

イ) 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象（月別最高・最低・平均気温、月別平均湿度、月別降雨量、月別風向・風速含む）、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- ・ 地形測量
- ・ 地質・地盤調査

自然条件調査の詳細は別紙2のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

5) 現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査

ア) 当該国においてコミュニティ開発支援無償により実施した小・中学校建設案件や、周辺国における現地企業活用型無償により実施した建設案件の調達実績及び施工実績の確認を行う。

イ) 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となりうる事業・団体の種別、税の種類、免税に係る具体的な手続について情報収集を行う。

ウ) 対象国におけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。特に、登録制度及びランク・カテゴリー区分については、審査・評価基準、登録の更新頻度、同一ランク・カテゴリーに区分される企業数等について情報収集を行う。また、対象国政府またはドナーの同種の工事については、工期及びコストに関し、実績について聞き取り調査を行い、本プロジェクトで設定すべき入札参加資格の検討を行う。

エ) 対象国政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札公示から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。他ドナーにも聞き取り調査を行い、入札から契約までに要するプロセス・期間に係る検討を行う。契約において現地企業が提出を求められる各種保証について、保証の種類、発行主体、回収に要する手続・期間等をリストアップする。また、対象国における公共調達制度をもとに、本プロジェクトの入札から契約までのプロセスで留意すべき事項があれば、とりまとめる。（特に、パレスチナの施工業者に限定した一般競争入札の可能性については必ず確認する。）また、一般競争入札が困難な場合は、指名競争入札の可能性も併せて確認する。

- オ) 先方実施機関に対し、本プロジェクトにおける現地企業等に対する資金支払方法の説明を支援し、実施段階における留意事項等を取りまとめる。
- カ) 先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模の工事を受注して実施する現地企業をリストアップし、同業者に関し、過去3年間の売上、過去5年間の施工元請としての受注実績、過去5年間の本プロジェクトと類似した工事の実績、過去5年間のドナーの建設工事の受注実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー・発電機等の機材の保有状況、板金ベンダー・切断機・溶接機及び倉庫を備えた鋼製建具の製作所の所有の有無、従業員数・構成、前払保証等における銀行保証の取得可否等について情報収集を行う。また、過去3年間の財務諸表の収集等により現地企業の財務状況を把握し、本プロジェクトの実施における契約条件（支払回数、マイルストーン方式または出来高方式）の検討を行う。先方実施機関等への聞き取り調査、現地企業により施工された建築物の訪問調査（過去のコミュニティ開発支援無償で建設された建築物を含める）を行い、リストアップした現地企業が本プロジェクトで想定される規模の工事を受注して実施できるキャパシティを有するかを総合的に検討する。技術的に対象国の業者のみで実施が困難、もしくは困難と予測される場合には、その周辺国の業者を含めて調査を行う。リストアップする現地企業数は、全体で10社程度を目安とするが、本プロジェクトの実施におけるロット数等を考慮してリストアップする現地企業数を決定する。
- キ) 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- ク) 資機材・労務、資機材の輸送ルート等の調達事情を確認する。特にガザ地区への搬入に関して、関連当局への対応事項に留意する。
- ケ) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応に係る先方実施機関の実施体制を確認し、本プロジェクト実施における弁護士及び調達アドバイザーの配置の必要性を検討する。弁護士及び調達アドバイザーの配置が必要と判断される場合には、業務内容・配置期間等に係る仕様書を検討し、配置における留意事項を含め、とりまとめる。
- コ) 現地企業の技術レベル・施工管理（監理）能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を提案し、下記（3）国内解析Ⅰの施工・調達計画等へ反映する。その他関連資料の収集及び本プロジェクトを検討する上で調達計画に留意すべき事項を把握する。

6) 過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地施工業者・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得るようにする。

7) 無償資金決済に関する情報収集

無償資金協力の資金決済に際しての意思決定フローを確認し、当該国で先行する案件の決済状況について確認する。

- ・B/A締結：先方負担の銀行手数料の負担組織、日本の銀行とB/A締結先の組織。
- ・支払請求：現地企業からの請求、JICAへの請求に際しての実施機関内フロー、JICAへの請求に必要な署名鑑に登録される署名者の確認

8) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

9) ソフトコンポーネントに関する調査・情報収集

パレスチナ側と協議の上、本建設計画に関連する支援（ソフトコンポーネント）の必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画の作成に必要な情報を収集する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）」（2010年10月）を参照のこと。

10) 環境社会配慮に関する調査

パレスチナの環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

現地調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」に基づき、必要に応じて環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。

- ア スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- イ 重要な環境社会影響の予測
- ウ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- エ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- オ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援
- カ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
- キ 関連資料（含む環境チェックリスト案）
- ク ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

11) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。また、既存棟の解体・撤去が必要な場合にはその取扱いにつき、先方と協議の上、決定する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。この情報は D/D 時にさらに精査・更新されていくものである。

12) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、

③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめて提出する。

1 3) ジェンダー課題に関する調査

ア パレスチナにおける就学児童・生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。

イ 既存施設視察、児童・生徒・学生や教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、ジェンダー格差是正のための改善案に関する情報を収集する。

ウ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(3) 国内解析 I

1) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画には最低限以下の項目を含めるものとする。対象サイトの数・分散度・アクセス等の本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

ア 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

イ 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

<施設計画>

施設計画は、パレスチナの施設基準や既存の就学前・初等・中等学校施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の他の小学校及び中学校施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、自然災害、白蟻被害や蝙蝠被害等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

<機材計画>

機材計画については、パレスチナの整備基準や既存の就学前・初等・中等学校施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

ウ 概略設計図

エ 施工・調達計画

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

現地企業の技術レベル・施工管理能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を検討し、施工計画・調達計画に反映する。

2) ソフトコンポーネント計画策定（必要な場合）

現地調査Iにおいてソフトコンポーネントの必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）」（2010年10月）を参照のこと。

3) プロジェクトの運営・維持管理計画に関する検討

パレスチナにおける就学前・初等・中等学校の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、学生募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

4) 事業及び協力対象事業の概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得る。なお、機材については入札に対応可能な精度とする。

<準拠ガイドライン>

現地もしくは第三国業者を活用する場合の概略事業費積算にあたっては、「施設・機材調達方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）」（2015年11月）に基づき積算を行う。

5) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

6) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

7) 過去の無償資金協力との事業費比較

別紙3「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。また、「コスト比較表」については、上記6)の「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

8) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

9) 予備的経費の検討

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安・政治状況にかかるリスク

10) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

11) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、

可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」及び、「資金協力事業 開発課題別の指標例（2018年6月）」を参照し、当機構と協議の上、設定する。

1 2) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

(4) 現地調査Ⅱ

1) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮、免税手続など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(5) 国内解析Ⅱ

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集
- 4) 機材仕様書
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 6) 免税情報シート

なお、1) 概略事業費（無償）積算内訳書及び2) 準備調査報告書については、プロジェクト内容の計画策定の時期から、JICAと事前打合せを行いながら作成することとする。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(1)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、パレスチナ側実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文1部
: 英文1部 |
| (3) 現地調査結果概要（現地調査Ⅰ） | : 和文1部 |
| (4) 現地調査結果概要（現地調査Ⅱ） | : 和文1部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文1部
: 英文1部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文2部 |
| (7) 機材仕様書 | : 和文2部 |

- (8) 概要資料 : 英文 2 部
 (※完成予想図を含む。) : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (9) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 6 部及び CD-R 2 枚
 (※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 6 部及び CD-R 2 枚
 : 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 3 部
- (12) 免税情報シート : 和文 1 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については「無償資金協力施設・機材等調達方式 (現地企業活用型) 概略事業費積算マニュアル (試行版) (2015 年 11 月) を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月) を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014 年 11 月) を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 実施スケジュール

2019年1月下旬より国内事前準備を開始し、2018年2月上旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析Ⅰ（積算審査に要する期間を含む）を実施する。2019年8月下旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）説明、2019年9月中旬までに概要資料を作成・提出する。

調査実施工程（案）

項目	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
(概略設計調査)												
国内事前準備		□										
現地調査Ⅰ(DD)		■										
現地調査結果概要			△									
国内解析Ⅰ				■								
準備調査報告書(案)								△				
現地調査Ⅱ(DOD)									■			
概要資料提出										△		
最終報告書提出												△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査期間

全体： 約 17 M/M（通訳を除く。）

(2) 業務従事者の構成

1) 分野構成

- (a) 業務主任/建築計画（2号）
- (b) 建築設計/設備計画/自然条件調査（3号）
- (c) 施工計画/積算/調達計画
- (d) 調達情報
- (e) 機材計画/積算
- (f) 教育計画（ICT活用を含む）（3号）
- (g) 安全対策計画

*業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書（一般業務費）に記載する。

3. 配布資料/閲覧資料

(1) 配布資料

- 1) パレスチナ側提供の要請対象校リスト
- 2) 「パレスチナ日本初等理科カリキュラム・教科書改訂協カプロジェクト (PAJEC)」業務完了報告書 (2018年10月)
- 3) PAJEC「今後の協力に係る情報収集調査報告書」(2017年5月)

(2) 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館ポータル及び JICA ナレッジサイトにて閲覧可能

- 1) パレスチナ「ヨルダン川西岸地区学校建設計画概略設計調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246993.html>
- 2) 基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/0/39469ac99e7133c749257f8d001dca6e/\\$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E3%81%AE%E4%BB%98%E5%8A%A0%E4%BE%A1%E5%80%A4%E5%90%91%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%83%89%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%BC%E3%83%A0%E6%AF%94%E8%BC%83\(%E6%9C%AC%E6%96%87\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/0/39469ac99e7133c749257f8d001dca6e/$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E3%81%AE%E4%BB%98%E5%8A%A0%E4%BE%A1%E5%80%A4%E5%90%91%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%83%89%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%BC%E3%83%A0%E6%AF%94%E8%BC%83(%E6%9C%AC%E6%96%87).pdf)
- 3) 資金協力事業 開発課題別の指標例
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 現地調査 I

- 1) 団員構成 (JICA)
 - (a) 総括
 - (b) 実施監理計画
 - (c) 協力企画
- 2) 調査行程: 約 7 日間
- 3) 調査目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容を検討し、討議議事録 (ミニッツ) を取りまとめる。

(2) 現地調査 II

- 1) 団員構成 (JICA)
 - (a) 総括
 - (b) 協力企画
- 2) 調査行程: 約 7 日間
- 3) 調査目的: 準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

- (1) 地形測量
- (2) 地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関して

は、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所、在パレスチナ日本代表事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。特に、ガザ地区においては、安全対策、有効な施工管理支援体制について慎重に検討する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式）として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

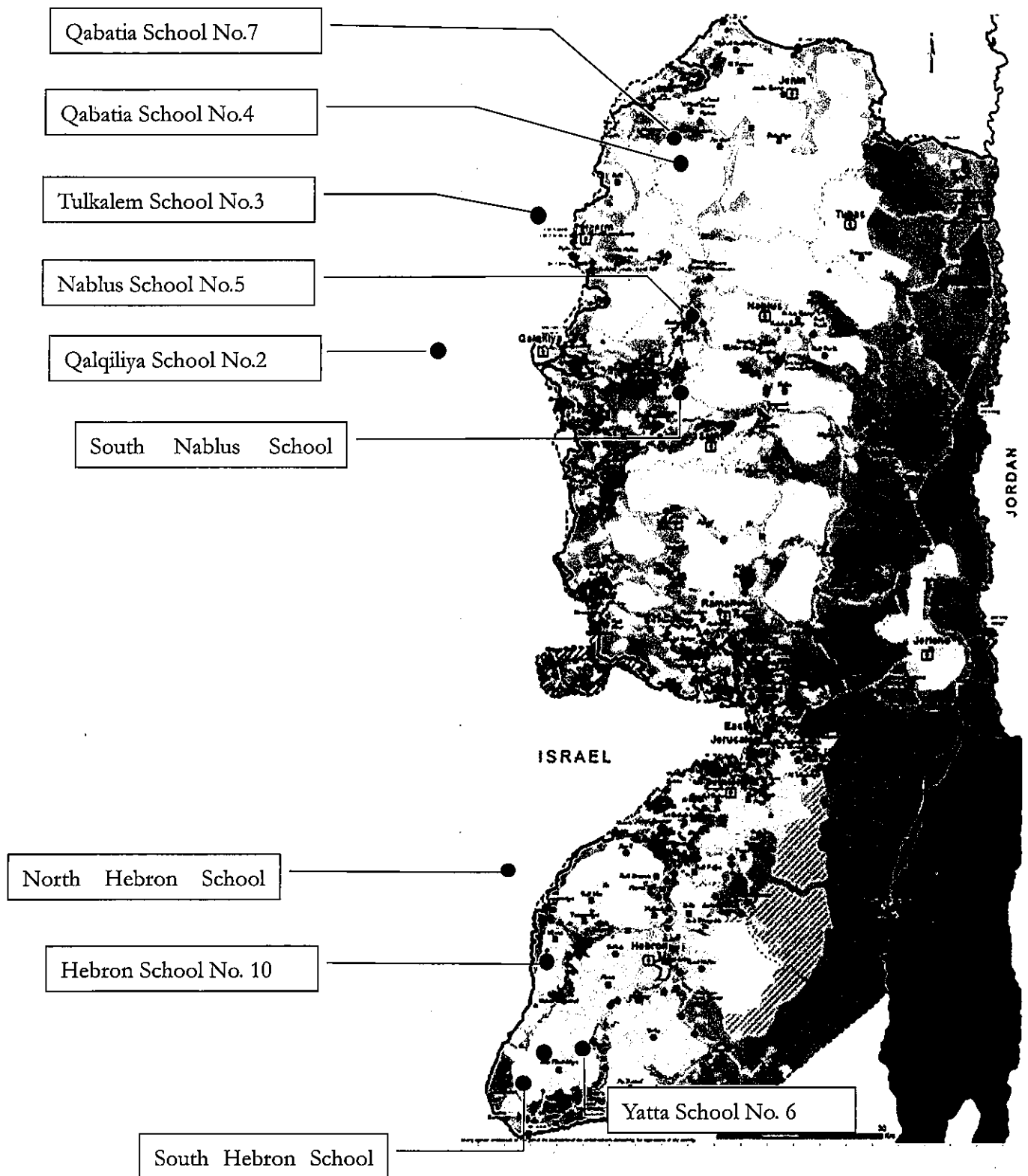
実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2017年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

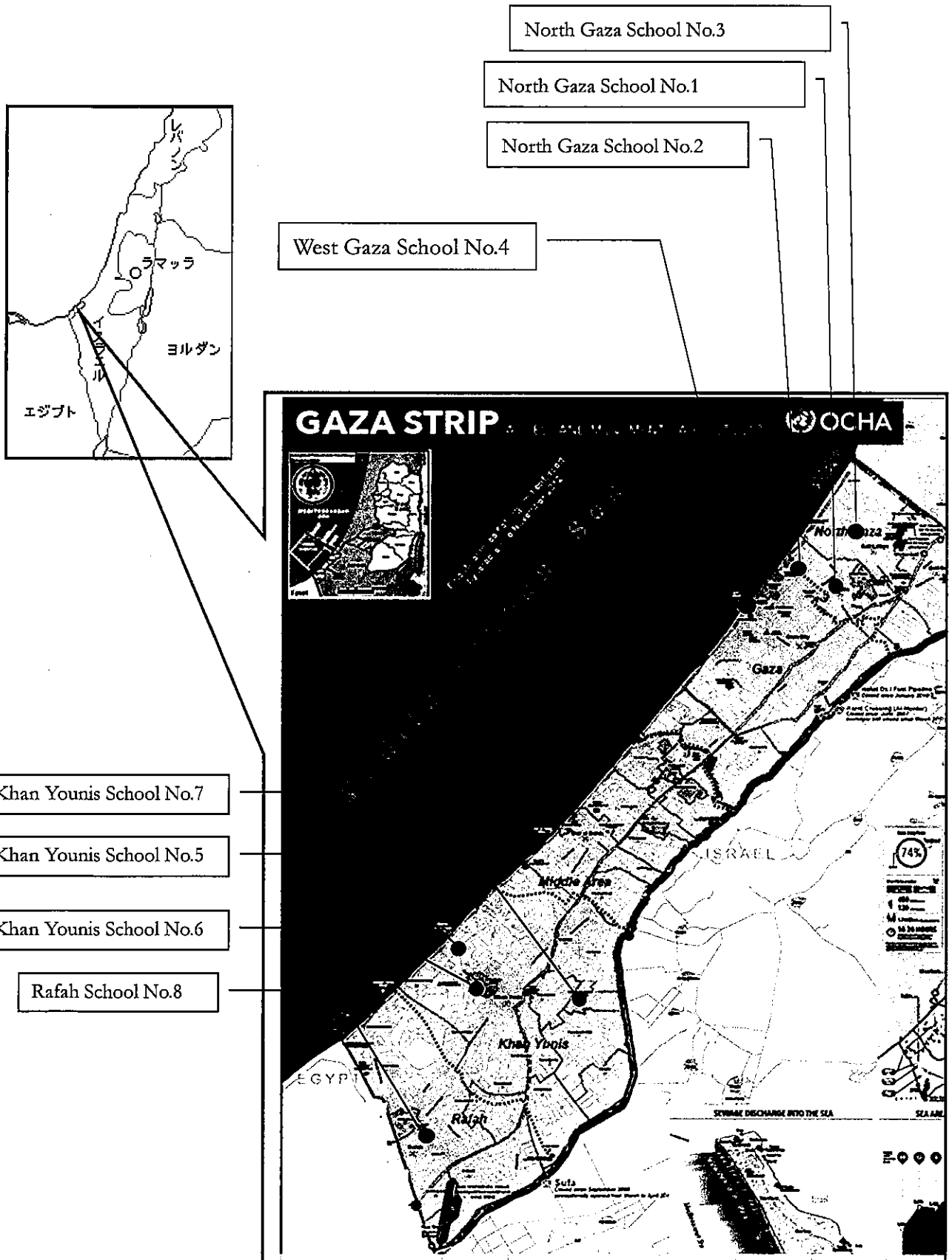
現地調査に関し、業務主任は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

以上

ヨルダン川西岸地図



ガザ地区地図



パレスチナ教育の質と環境改善のための学校建設計画にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、パレスチナ側からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング調査等

3. 対象サイト

全調査対象サイト（西岸地区 11 サイト、ガザ地区 8 サイト）を調査対象とすることを前提として計画する。

以上

コスト比較表 (例)

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目		A 国		
		一般無償 中学校建設計画 基本設計調査(19XX 年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成 XX 年 度)	XX 国ドナー(または 世銀) 学校建設
積算時期		19XX 年 8 月	20XX 年 6 月	20XX 年 4 月
基本コンポーネント		普通教室、理科室、図書室、 多目的室、教員室、管理室、 便所、	普通教室、図書室、事務部 門、教員室、一般理科室、 化学・生物実験室、物理・技 術実験室、美術工作室、コ ンピューター室、倉庫、便 所、カンティーン及びシェー ド、家庭科室	普通教室、図書室、 事務部門、教員室、 理科実験室、コンピ ューター室、倉庫、便所
建物	教室棟	3階-4階	3階-4階	3階
	便所棟	教室棟に含む	教室棟に含む	教室棟に含む
	教員住居	なし	なし	なし
平面計画	教室	寸法	6.6m×8.25m	6.55m×8.1m
		面積	54.4 m ²	53.0 m ²
		児童・生徒数	40	40
構造・仕上げ	基礎	布基礎	独立基礎2校、杭基礎 3 校	布基礎一部杭基礎
	構形式	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	床	テラゾータイル	テラゾータイル	テラゾータイル
	壁	モルタル/塗装	モルタル/塗装	モルタル/塗装
	屋根	アスファルト防水	伸縮性塗膜防水	アスファルト防水
	天井	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗 装
工 期		13ヶ月/期分け	17.0ヶ月	12.0ヶ月
総延べ床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
教室棟床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
建設教室数 (普通教室のみ)		388	69	12

項目	A 国		
	一般無償 中学校建設計画 基本設計調査(19XX 年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成 XX 年 度)	XX 国ドナー(または 世銀) 学校建設
総事業費	4,040,920,622 円	904,843,576 円	99,066,786 円
直接工事費	2,664,706,965 円	630,355,061 円	99,066,786 円
間接工事費	903,673,945 円		
家具・機材費	85,392,379 円	45,611,692 円	0 円
調達代理機関費	0 円	95,603,629 円	0 円
設計監理費	387,147,333 円	130,519,560 円	0 円
ソフトコンポーネント費	0 円	0 円	0 円
弁護士費	0 円	2,753,634 円	0 円
直接・間接工費の比較 為替レート	US1=119.00 円	US1=106.73 円	US1=106.73 円
平米単価	66,112 円/延㎡	59,575 円/延㎡	55,437 円/延㎡
教室単価	9,196,858 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室
物価指数			
19XX 年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	86,276.16 円/延㎡	59,575 円/延㎡	55,437 円/延㎡
教室単価	12,001,900 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室